

附 則（24 字業四発第 27 号）

（実施日）

この手続は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（25 字基発第 211 号）

（実施日）

この手続は、平成 25 年 9 月 2 日から実施する。

附 則（25 字基発第 394 号）

（実施日）

この手続は、平成 25 年 12 月 2 日から実施する。

附 則（26 字基発第 380 号および第 396 号）

（実施日）

この手続は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（27 字基発第 94 号）

（実施日）

この手続は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（27 字基発第 165 号）

（実施日）

この手続は、平成 27 年 11 月 2 日から実施する。

附 則（29 字基発第 195 号）

（実施日）

この手続は、平成 29 年 12 月 29 日から実施する。

附 則（29 字基発第 236 号）

（実施日）

この手続は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（30 字基発第 163 号）

（実施日）

この手続は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（2019 字基発第 271 号）

（実施日）

この手続は、2019 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（2019 宇基発第 442 号）

（実施日）

この手続は、2020 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（2020 宇基発第 319 号）

（実施日）

この手続は、2020 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（2020 宇基発第 539 号）

（実施日）

この手続は、2021 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（2021 宇基発第 143 号）

（実施日）

この手続は、2021 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（2021 宇基発第 539 号）

（実施日）

この手続は、2022 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（2022 宇基発第 186 号）

（実施日）

この手続は、2022 年 11 月 4 日から実施する。

附 則（2022 宇基発第 187 号）

（実施日）

この手続は、2022 年 11 月 14 日から実施する。

附 則（2022 宇基発第 379 号）

（実施日）

この手続は、2023 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（2023 宇推企発第 311 号）

（実施日）

この手続は、2023 年 8 月 1 日から実施する。

附 則（2023 宇推企発第 1271 号）

（実施日）

この手続は、2024 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（2024 宇基発第 245 号）

（実施日）

この手続は、2025 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（2025 宇基発第 349 号）

（実施日）

この手続は、2026 年 4 月 1 日から実施する。